

製造販売届出事項変更届

次の事項を変更したときは、30 日以内に届出が必要です。

届書	様式第四十（医薬品医療機器等法施行規則第七十条関係）
提出時期・部数	変更した日から 30 日以内、1 部
手数料	なし
添付書類	変更前後の品目表
変更内容	製造販売届出を行った薬局製剤の製造販売を廃止するとき や中止するとき
届出時の注意事項	・申請者が法人の場合、住所・氏名欄にはそれぞれ、主たる 事務所の所在地・名称及び代表者名を記載してください。